

非訟事件等に関する印紙額・予納郵便切手額等一覧表

名古屋地方裁判所民事第2部非訟係

事件名	申立て手数料	予納郵便切手額	必要書類	備考
商事非訟	収入印紙 1000円	合計4600円分 ※ (内訳) 500円切手× 5枚 110円切手× 10枚 100円切手× 5枚 50円切手× 5枚 20円切手× 10枚 10円切手× 5枚	申立書(裁判所+関係人分) 書証写し(同上) 申立てにかかる法人(会社)の登記事項証明書等	※ 帳簿資料保存者選任申立は、110円切手2枚 ※ 次の事件は、110円切手1枚 ・債務弁済許可申立 ・端数相当株式任意売却許可申立 ・所在不明株主の株式売却許可申立
民事非訟※	収入印紙 1000円			※ 所有者不明土地管理命令申立て等
配偶者暴力等に関する保護命令申立	収入印紙 1000円	相手方が1名増えるごとに 合計2980円分追加 (内訳) 500円切手× 4枚 110円切手× 4枚 100円切手× 3枚 50円切手× 3枚 20円切手× 3枚 10円切手× 3枚	申立書(裁判所+相手方分) 書証写し(同上) 戸籍謄本・住民票 子の同意書(15歳以上) 親族等の同意書	
借地非訟	・増改築許可申立 借地権の目的である土地の価格の10分の3に相当する額 ・その他の申立 借地権の目的である土地の価格に相当する額 を基に民事訴訟費用等に関する法律3条1項、別表第一13項及び同項の2に従って算出した手数料の収入印紙※		申立書(裁判所+相手方分) 書証写し(同上) 固定資産評価証明書	印紙額の算定につき土地の軽減措置あり(土地評価額の2分の1) ※ 裁判所ウェブサイトの「手数料額早見表」を参照してください。
間接強制申立	債務名義1通につき 収入印紙2000円		申立書(裁判所+債務者分) 執行力のある債務名義正本、同写し 債務名義の送達証明書、同写し	決定書用として 当事者目録・物件目録を 当事者数+1の数提出
代替執行申立	債務名義1通につき 収入印紙2000円		申立書(裁判所+債務者分) 執行力のある債務名義正本、同写し 債務名義の送達証明書、同写し 建物の登記簿謄本	決定書用として 当事者目録・物件目録を 当事者数+1の数提出
代替執行費用支払の申立	不要	不要	申立書(裁判所+債務者分) 執行費用についての見積書(2社分、 作為実施に直接かかると認められる 費用のみを記載したもの※)、同写し (2社分)	2社のうち見積額が低い金額で申立て ※ 建物等の収去であれば、 原則として建物等の取壊し費用のみを記載した見積書が必要
執行官による強制執行に伴う特別代理人の選任申立	収入印紙 500円	110円×2枚 切手を貼った返信用封筒 又はレターパック	申立書(裁判所+特別代理人分) 執行力のある債務名義の写し	申立書に強制執行事件の事件番号を付記